

令和 8 年度小林市若者会議開催支援業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

若者の地域のつながりの希薄化や担い手不足が課題となる中、次世代の地域づくりを主導する若者世代の台頭が急務となっている。

今年度、若者が主体的・自主的に地域の未来を語り合い、実践へとつなげるプラットフォームである「小林市若者会議」を設置するため、その開催支援業務の受託者を募集する。

2. 内容

「令和 8 年度小林市若者会議開催支援業務委託仕様書」のとおり

3. 履行期間

委託業務は、契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

4. 予定金額

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までの間で 1, 155, 000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。

※提案内容にかかわらず、この上限額を超える提案は受け付けない。

5. 選定方法

この業務委託契約における受注候補者の選定方法は、豊富な経験や専門知識、独自性を有する提案者の提案を審査し、小林市若者会議の設置の目的達成に最も適切な受注候補者を選定するために、公募型プロポーザル方式を採用するものとする。

6. 全体スケジュール

実施内容	実施日
実施手続の開始・公表	令和 8 年 10 月 8 日（木）
参加表明書の提出期限	令和 8 年 10 月 22 日（木）
説明会の開催	令和 8 年 10 月 26 日（月）
質問書の受付期限	令和 8 年 10 月 29 日（木）
参加資格確認結果通知書及び提案書提出要請書送付	令和 8 年 11 月 4 日（水）（予定）
提案書提出期限	令和 8 年 11 月 11 日（水）
プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施	令和 8 年 11 月 16 日（月）
審査結果の通知・公表	令和 8 年 11 月 20 日（金）（予定）
契約締結	令和 8 年 11 月 27 日（金）（予定）

7. 参加資格

本業務のプロポーザルに参加する提案者は、以下のすべての要件を満たしているものであること。

- (1) 過去に類似のワークショップの受託実績があること。
- (2) ファシリテーションを行える人材やワークショップの開催に必要な人員体制を有していること。
- (3) 県内に事務所及び主たる活動拠点を有すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (5) 小林市暴力団排除条例（平成 23 年小林市条例第 25 号）第 2 条第 1 号の暴力団及び同条第 3 号の暴力団関係者に該当しない者並びに当該法人等に第 2 号の暴力団を含んでいない者であること。
- (6) 国税及び地方税（県税及び市町村税）を滞納がない者であること。

8. 申込方法

(1) 提出書類の配布方法

本実施要領に示す提出書類（以下、「提出書類」という。）は、小林市ホームページからダウンロードすること。

ホームページアドレス <https://www.city.kobayashi.lg.jp/index.html>

(2) 提出書類

① 参加表明書等 提出部数は全て 1 部

- ・参加表明書（様式第 1 号）
- ・応募者の概要を説明する書類（様式第 2 号）
- ・応募者の業務実績等を説明する書類（様式第 3 号）
- ・誓約書（様式第 4 号）
- ・定款、規約その他これらに類するもの
- ・国税及び地方税（県税及び市町村税）に関する納税証明書（過去 1 年分の未納が無いことの証明書）
- ・決算に関する書類（収支決算書、貸借対照表、財産目録又はこれらに相当する書類）

② 企画提案書等 提出部数は、正本 1 部、副本 6 部

- ・企画提案書（様式第 7 号）
- ・収支計画書（様式第 8 号）

③ 共通事項

- ・用紙は、A 4 判で印刷することとする。図表等は A 3 判も可とするが、A 4 判のサイズに折りそろえること。

(3) 提出方法

提出期限内の土日祝日を除く 8 時 30 分から 17 時 00 分までの間に小林市役所本館 3 階地方創生課に持参すること。

※電子メールやFAX、郵送は不可

(4) 辞退について

辞退する場合は、参加辞退届（様式第6号）を、事前に事務局に電話連絡の上、持参または郵送すること。

(5) 質問について

① 質問については、質問書（様式第5号）の提出を電子メールにより行うこととし、口頭及びFAXによる質問は受け付けない。

電子メール送信後は、事務局に確認の電話連絡をすること。

なお、質問は提出書類の記載方法、仕様書の内容に関するものだけに限り受け付けるものとする。

② 質問に対する回答は、参加資格を有することを認めた全提案者に電子メールにより送付するものとする（質問者の情報は公表しません。）。

9. 審査方法

(1) 選定委員会

小林市プロポーザル方式等の実施に関する要綱（平成29年小林市告示第6号）第6条第1項の規定に基づき、小林市若者会議開催支援業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会を設置する。

委員長は総合政策部長とし、委員は市職員で組織する。

(2) プレゼンテーション審査

① 実施日時は、6. 全体スケジュールのとおりとする

※詳細な時間や場所については、別途通知する。

② プレゼンテーションの時間は1提案者につき15分以内（準備時間を除く。）とし、その後、ヒアリングを15分行う。

③ 出席者は、1提案者につき3人までとし、本業務の総括責任者となる予定の者は原則出席すること。

④ 留意事項

- ・プレゼンテーション・ヒアリング審査は個別に行い非公開とする。
- ・プレゼンテーションは、提出された企画提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。
- ・説明に当たっては、パソコン及びプロジェクターの使用を認める。
- ・プロジェクター、スクリーン及びマイクは事務局が用意する。

(3) 評価項目及び評価基準

① 本市の地域課題の把握と事業継続性（10点）

- ・本市の地域課題の理解度
- ・本事業の成果をどのように課題解決につなげていくのか

② 伴走支援体制（30点）

- ・ワークショップ当日の支援体制
- ・事業実施までの伴走支援体制

- ③ 実績と経験の活用（15 点）
 - ・ 本事業への実績・経験の還元性
- ④ 小林市若者会議の周知及び募集方法（10 点）
 - ・ 本事業の周知及び募集
- ⑤ 本事業の実施計画及び事業展開提案（30 点）
 - ・ 今年度の実施計画
 - ・ 【別紙 1】 小林市若者会議概要を踏まえた 3 か年の事業展開
- ⑥ 費用の妥当性（5 点）
 - ・ 費用積算の単価、根拠等の妥当性

（４）選定方法

- ① 受注候補者は、選定委員会の評価に基づき決定する。
- ② 選定は、評価基準に基づき企画提案書、プレゼンテーション・ヒアリング審査により行う。
- ③ 選定の結果、評価点が最も高い者（以下、「最高得点者」という。）を受注候補者とし、契約締結の協議等を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点が高いものから順に交渉を行う。
- ④ 選定の結果、最高得点者が同点で 2 者以上ある場合、本実施要領「評価項目及び評価基準」の②伴走支援体制の評価点（以下、「評価点」という。）が高いものから順に交渉を行う。
- ⑤ 選定の結果、最高得点者が同点で 2 者以上あり、評価点が同点の場合、収支計画書（様式第 8 号）に記載の委託料（以下、「委託料」という。）が最も低い者から順に交渉する。
- ⑥ 選定の結果、最高得点者及び評価点が同点かつ委託料が同額の提案者が 2 者以上ある場合は、小林市若者会議開催支援業務委託に係る選定委員会による合議で委託業者を選定する。
- ⑦ 選定結果は、提案者全員に通知する。
- ⑧ 提案者が 1 者になった場合でも評価を行い、各選定委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば選定する。

なお、最低水準点の考え方については、評価点が各評価項目の配点の合計の 5 割以上あるかどうかにより判断する。
- ⑨ 選定結果通知後、下記項目について小林市ホームページにおいて公表する。
 - ・ 受注候補者の名称、総合点及び選定理由
 - ・ 参加者数

10. 失格事項

提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- （１）提出書類に虚偽の記載があった場合
- （２）見積価格が予定金額を超えた場合

- (3) 本実施要領に違反した場合
- (4) 公平を欠いた行為があったと市長が認めた場合
- (5) 提出書類に不備、錯誤があり、市長が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (6) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリング審査に応じなかった場合
- (7) 公表日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

1 1. 留意事項

- (1) 説明会の開催日時や場所は、参加表明書の提出者に対して別途事務局から案内を行う。
- (2) 本業務のプロポーザルに係る一切の費用は提案者の負担とする。
- (3) 提出書類の差し替え、修正、追加は認めない。ただし、選定委員会から要請のあったものについてはこの限りではない。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出書類は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提出書類の内容は、小林市情報公開条例（平成 18 年条例第 10 号）に基づき、非公開情報を除き公開することがある。
- (7) 本業務のプロポーザルの受注候補者の選定を目的に実施するものであり、契約内容は、詳細について協議の上、決定されるものとする。
- (8) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が別に定める。
- (9) 提出書類において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法によるものとする。

1 2. 事務局

本業務のプロポーザルに係る事務局は、以下のとおりとする。

〒886-8501 宮崎県小林市細野 300 番地

小林市役所総合政策部地方創生課 担当：谷村・大竹

電話番号 0984-23-1148

メール k_kyoudou@city.kobayashi.lg.jp